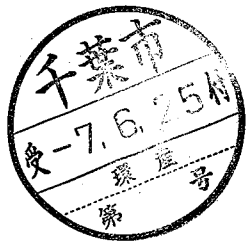


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 20日

千葉市長 殿



提出者
住 所 千葉県千葉市花見川区三角町689-1
氏 名 所長 矢島 達郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 043-257-5042

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県千葉市花見川区三角町689-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：土木工事業（別掲除く）
② 事業の規模	前年度の完成工事高 2,289,291,549円
③ 従業員数	28人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類：中間処理業者に委託→再生利用 廃プラスチック：中間処理業者に委託→再生利用 混合廃棄物：中間処理業者に委託→再生利用 木くず：中間処理業者に委託→再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



- ・ 産業廃棄物の処理に関する各種事項の決定・承認
- ・ 産業廃棄物の処理方針の策定

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 処理業者の選定

- ・ 作業現場で発生した廃棄物の管理

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 高速道路本線だけでなく側道などの廃棄物の処理にもあたっており産業廃棄物（混合廃棄物）は多種多様にあるが、処分の過程において誤った処理が無いように確実に選別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類において、プラスチックの種類ごとに確実に分別を行い、3R (Reduce・Reuse・Rycycle) に積極的に活動する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施の予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施の予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も実施の予定はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	アスファルトがら	コンクリートがら	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
	排 出 量	337t	34t	420.79t	38.31t	3.72t	t	t
	【目標】							
②計画	産業廃棄物の種類	アスファルトがら	コンクリートがら	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
	排 出 量	550t	70t	600t	80t	10t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項								
①現状	【前年度（ 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類							
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	【目標】							
②計画	産業廃棄物の種類							
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
①現状	【前年度（ 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類							
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
①現状	【前年度（ 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	アスファルトがら	コンクリートがら	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
	全処理委託量	337t	34t	420.79t	38.31t	3.72t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量							
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	337t	34t	420.79t	38.31t	3.72t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	アスファルトがら	コンクリートがら	安定型混合廃棄物	廃プラスチック類	木くず		
	全処理委託量	550t	70t	600t	80t	10t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量							
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	550t	70t	600t	80t	10t		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量							
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量							

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 20日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉県千葉市花見川区三角町689-1

氏 名 所長 矢島 達郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 043-257-5042

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称

株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 千葉事業所

事業場の所在地

千葉県千葉市花見川区三角町689-1

事業の種類

大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：土木工事業（別掲除く）

産業廃棄物処理計画における
計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	40 t	全処理委託量	40 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	40 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

38.31

自ら直接利用した量

②

自ら直接埋め立て処分
又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した量

④

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理した後
自ら埋立処分
又は海洋投入処分した量

⑨

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫

38.31

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

項目

実績値

① 排出量

38.31

②+⑧自ら再生利用を行った量

⑤自ら熱回収を行った量

⑦自ら中間処理により
減量した量③+⑨自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った量

⑩全処理委託量

38.31

⑪優良認定処理業者への
処理委託量

⑫再生利用業者への処理委託量

38.31

⑬熱回収認定業者への
処理委託量⑭熱回収認定業者以外の
熱回収を行う業者への処理委託
量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理により
減量した量

⑦

直接及び自ら中間処理
した後の処理委託量

⑩

38.31

⑩のうち優良認定処理
業者への処理委託量

⑪

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 20日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉県千葉市花見川区三角町689-1

氏 名 所長 矢島 達郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-257-5042

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県千葉市花見川区三角町689-1
事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：土木工事業（別掲除く）
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	40 t	全 処 理 委 託 量	40 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	40 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

（日本産業規格 A列4番）

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:木くず)

)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

3.72

自ら直接利用した量

②

自ら直接埋め立て処分
又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

項目

実績値

① 排出量

3.72

②+⑧自ら再生利用を行った量

⑤自ら熱回収を行った量

⑦自ら中間処理により
減量した量③+⑨自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った量

⑩全処理委託量

3.72

⑪優良認定処理業者への
処理委託量

⑫再生利用業者への処理委託量

3.72

⑬熱回収認定業者への
処理委託量⑭熱回収認定業者以外の
熱回収を行う業者への処理委託
量

自ら中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理により
減量した量

⑦

自ら中間処理した後
自ら埋立処分
又は海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら中間処理
した後の処理委託量

⑩

3.72

⑩のうち優良認定処理
業者への処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫

3.72

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

（第1面）

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 20日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉県千葉市花見川区三角町689-1

氏 名 所長 矢島 達郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 043-257-5042

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県千葉市花見川区三角町689-1
事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：土木工事業（別掲除く）
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	680 t	全 処 理 委 託 量	680 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	680 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:アスファルトがら)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

337

自ら直接利用した量

②

自ら直接埋め立て処分
又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

項目

実績値

① 排出量

337

②+⑧自ら再生利用を行った量

⑤自ら熱回収を行った量

⑦自ら中間処理により
減量した量③+⑨自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った量

⑩全処理委託量

337

⑪優良認定処理業者への
処理委託量

⑫再生利用業者への処理委託量

337

⑬熱回収認定業者への
処理委託量⑭熱回収認定業者以外の
熱回収を行う業者への処理委託
量

自ら中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理により
減量した量

⑦

自ら中間処理した後
自ら埋立処分
又は海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら中間処理
した後の処理委託量

⑩

337

⑩のうち優良認定処理
業者への処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫

337

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 20日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉県千葉市花見川区三角町689-1

氏 名 所長 矢島 達郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-257-5042

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県千葉市花見川区三角町689-1
事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：土木工事業（別掲除く）
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	50 t	全処理委託量	50 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	50 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:コンクリートがら)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

34

自ら直接利用した量

②

自ら直接埋め立て処分
又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

自ら中間処理した量

④

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理した後
自ら埋立処分
又は海洋投入処分した量

⑨

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫

34

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

項目

実績値

① 排出量

34

②+⑧自ら再生利用を行った量

⑤自ら熱回収を行った量

⑦自ら中間処理により
減量した量③+⑨自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った量

⑩全処理委託量

34

⑪優良認定処理業者への
処理委託量

⑫再生利用業者への処理委託量

34

⑬熱回収認定業者への
処理委託量⑭熱回収認定業者以外の
熱回収を行う業者への処理委託
量

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理により
減量した量

⑦

直接及び自ら中間処理
した後の処理委託量

⑩

34

⑩のうち優良認定処理
業者への処理委託量

⑪

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の九（第八条の四の六関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年 6月 20日

千葉市長 殿



提出者

住 所 千葉県千葉市花見川区三角町689-1

氏 名 所長 矢島 達郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 043-257-5042

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社ネクスコ・メンテナンス関東 千葉事業所
事業場の所在地	千葉県千葉市花見川区三角町689-1
事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業 小分類：土木工事業 (別掲除く)
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	150 t	全処理委託量	150 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	150 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 安定型混合廃棄物)

有償物量

不要物等発生量

排出量

①

420.79

自ら直接利用した量

②

自ら直接埋め立て処分
又は海洋投入処分した量

③

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

項目

実績値

① 排出量

420.79

②+⑧自ら再生利用を行った量

⑤自ら熱回収を行った量

⑦自ら中間処理により
減量した量③+⑨自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った量

⑩全処理委託量

420.79

⑪優良認定処理業者への
処理委託量

⑫再生利用業者への処理委託量

420.79

⑬熱回収認定業者への
処理委託量⑭熱回収認定業者以外の
熱回収を行う業者への処理委託
量

自ら中間処理した量

④

④のうち熱回収を行った量

⑤

自ら中間処理した
後の残さ量

⑥

自ら中間処理により
減量した量

⑦

自ら中間処理した後
自ら埋立処分
又は海洋投入処分した量

⑨

直接及び自ら中間処理
した後の処理委託量

⑩

420.79

⑩のうち優良認定処理
業者への処理委託量

⑪

⑩のうち再生利用業者
への処理委託量

⑫

420.79

⑩のうち熱回収認定業者
への処理委託量

⑬

⑩のうち熱回収認定業者
以外の熱回収を行う業者
への処理委託量

⑭

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。